## JR東海労ニュース

No. 903 2007年1月15日 **JR東海労働組合** 

## リューズ事件 中労委命令「不履行」確認!

1月12日、本部は中央労働委員会に対して「リューズ 事件」の不当労働行為救済命令の履行状況について報告し ました。

中労委命令では、①脱退勧奨を通じた労働組合への介入を行わないこと。②本社正面玄関、新幹線鉄道事業本部、東一運・東二運に、それぞれ「謝罪掲示」を10日間掲示することとされています。

しかし、私たちの確認で「謝罪掲示」を「本社正面玄関」には掲示していない事実が明らかとなりました。また、東一運、東二運の履行確認について、「事前に連絡がなかった」として拒否しました。それどころか、警察に通報し、被害届を出すという信じがたい行為を行ったのです。

このような会社の行為は、最高裁決定に基づいた中労委 救済命令を愚弄し、労働組合活動の否定を意味します。し たがって、本部は「命令不履行」という判断に立ち、中央 労働委員会へ報告しました。

## 命令不履行、組合掲示の撤去は、 法律違反だ!